

令和 6 年度広島市総合教育会議 議事録

1 日時

令和 6 年 10 月 1 日(火) 午後 4 時 00 分～午後 5 時 45 分

2 場所

市役所本庁舎 14 階第 7 会議室

3 出席者

松井市長

教育委員会：松井教育長、井内委員、秋田委員、伊藤委員、西委員、一橋委員

4 事務局等出席者

企画総務局：企画総務局長、政策企画部長、政策企画課長

こども未来局：こども青少年支援部長、こども青少年施策調整担当課長、青少年育成担当課長

教育委員会：教育次長、総務部長、学校教育部長、指導担当部長、教育センター所長、総務課長、生徒指導課長、いじめ対策推進担当課長

5 傍聴者等

(1) 傍 聴 者 1 人

(2) 報道関係 1 社

6 議題（全て公開）

不登校児童生徒等への支援について

7 議事の概要

<政策企画課長>

ただいまから、広島市総合教育会議を開催いたします。

本日は、本会議の構成員である市長、教育長及び教育委員の皆様に加え、市長事務部局及び教育委員会事務局の職員も出席しておりますが、時間の都合上、配席図をもちまして紹介に代えさせていただきます。

次に、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。お手元の次第の下の枠囲みに記載のとおり、出席者名簿、配席図、資料 1「不登校児童生徒等への支援について」、資料 2「MLB 教育について」、資料 3「こども・子育て家庭への相談・支援等について」、参考資料「いじめ・不登校等対策の推進」を資料として配布しております。資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、ここからの進行は、市長をお願いいたします。市長、よろしくお願いいたします。

<松井市長>

お忙しい中、御出席をいただきありがとうございます。

これまでの日本の学校教育は、日本全体の経済発展のことを考えて、それを支えるた

めに、社会の要請として行うという立場が強かったのではないかと思います。そうした意味では「みんなが同じようなことができる」といったことや、「言われたことをきちんとやる」といったことのように、全体との調和を重視するものを中心になっていたように見受けられます。そうした中で、「自らが課題を見つけて、それを解決する力」については、必ずしも議論されず、それぞれに任せるといった育て方だったのではないかと思います。

こうした中、少子高齢化が一層進み、本格的な人口減少社会を迎えると同時に、社会そのものが経済発展を遂げて、成熟度が増してきており、人々の価値観が多様化し、さらには、ICT や AI などの先端技術の急速な進歩もあって、それをうまく使いこなす人材が必要になっており、仕事に対する考え方や就労環境も劇的に変化しているので、今までの教育では足りないのではないかということを実感する今日この頃です。

こういったことを背景に、義務教育課程を終えた後の教育、例えば私立の高等学校においては、学校に集めて勉強するのではなく、通信制の課程を増やすなど、個々の生徒の個性を尊重したカリキュラムの導入も進んでおり、本市におきましても、広島みらい創生高等学校を県と一緒に became つくりました。これはいわば、教育をする側の都合ではなくて、生徒のニーズに応じたきめ細かい取組ができるようにする発想で取り組んでいる学校ですが、一定の成果を上げているという事実もあります。こうした中で、不登校、つまり学校に通えていない児童生徒が問題だということがクローズアップされていますけれど、本当にこれが問題なのかといったことも言われていて、こうした評価をすること自体がおかしいといった議論が起こっています。

こうしたことから、本日は、「不登校児童生徒等への支援」について、皆様と協議したいと思います。

協議に先立ちまして、本市の義務教育課程における不登校児童生徒の状況、それから、現在本市が取り組んでいる支援策に関して、事務局から資料を基に説明をお願いします。

<生徒指導課長>

それでは、まずは本市における「不登校児童生徒等への支援について」説明させていただきます。

資料1を御覧ください。表の上の部分ですが、まず、不登校の定義及び本市の不登校児童生徒数について説明させていただきます。不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者をのぞいたもの」と定義されておりまして、本市の不登校児童生徒数は、右上の表のとおり、令和5年度、速報値ですが、小学校1,475人、中学校2,037人、合計3,512人です。その詳細につきまして、別紙を御覧ください。「1 小学校及び中学校における不登校の状況」につきまして、「① 欠席日数が30日以上50日未満」の児童生徒が、小学校489人、中学校358人、「② 欠席日数が50日以上90日未満」の児童生徒が、小学校357人、中学校384人、「③ 欠席日数が90日以上」の児童生徒のうち④の出席日数10日以下の者をのぞいた児童生徒が、小学校488人、中学校983人、「④ 出席日数が10日以下」の児童生徒が、小学校141人、中学校312人でした。不登校児童生徒全体のうち、「2 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受

けた人数」は、小学校 703 人、中学校 863 人で、その詳細として、「(1) 学校外で、市の機関や病院、診療所などから相談・指導等を受けた人数」は、合計で小学校 482 人、中学校 647 人、「(2) 学校内で、養護教諭やスクールカウンセラー等から相談・指導等を受けた人数」は、先ほどの(1)と重複した児童生徒もいまして、合計で小学校 397 人、中学校 390 人でした。さらに、「3」になりますが、不登校児童生徒全体のうち、「2 で説明した学校内外の機関等では相談等を受けていないが、担任等教職員から継続的、これは週に一回程度としていますが、相談・指導等を受けていた人数」は、小学校 724 人、中学校 1,092 人でした。以上のことから、「4 機関等からも教職員からも継続的な相談・指導等を受けていない人数」が、小学校 48 人、中学校 82 人という状況です。なお、この小学校 48 人、中学校 82 人につきましては、あくまでも継続的に相談・指導等を受けることができていないというもので、学校の継続したアプローチにより、不定期ではありますがこどもと挨拶ができたり、親子で出かけている様子を確認できたりしているという状況です。

資料 1 にお戻りください。そうした本市の不登校児童生徒の状況を踏まえて、本市におきましては、「事業等」の一番上の枠ですが、「不登校対策推進リーダー」を令和 4 年度から校内組織に位置付けていまして、スクールカウンセラーや教育相談・支援主任等と連携し、「チーム学校」体制を構築するなどしています。そして、左側網掛けのとおり、「学校に登校できる」、「できない」など、児童生徒の状況に応じてそれぞれ支援を行っています。

まず、「学校に登校できる」児童生徒、ここがほとんどの児童生徒に当たりますが、そうした児童生徒につきましては、未然防止の取組として、「いじめ・不登校等予防的生徒指導推進事業」において、支持的風土の醸成された学級づくりに係るハンドブックの作成、配付などの取組や、その下になりますが、「ふれあい活動推進事業」において、各中学校区内の学校、家庭、地域の交流支援などを推進することにより、未然防止に努めています。また、その右側になりますが、「指定校・研究校」を指定し、生徒指導体制の構築や不登校支援の先進的な研究を行っています。

次に、表の中段になりますが、「学校には登校できるが教室に入れない」児童生徒につきましては、「いじめ・不登校等対策ふれあい事業」として、全ての小・中学校に設置している「ふれあいひろば」を、令和 4 年度から児童生徒の登校状況に応じていつでも対応できるように、終日開室しています。令和 5 年度の利用人数は、小学校 1,220 人、中学校 1,037 人でした。

次に、表の下段になりますが、「学校に登校できない児童生徒のうち、外出ができる」児童生徒につきましては、「ふれあい教室の運営」として、市内 5 か所に設置している「ふれあい教室」において、学習指導やグループ活動を行っています。令和 5 年度の通室児童生徒数は、280 人でした。また、「木の実の会」として、不登校児童生徒の保護者を対象に、不安感や孤立感を和らげられるよう、臨床心理士によるグループカウンセリングを、昨年度は年間 14 回行い、今年度は、より多くの保護者の支援に向けて、年間 37 回と、場所、回数を拡充して行っているところです。さらに、その右側ですが、「フリースクール等の民間施設との連携」も進めていまして、例年、意見交換会を実施しています。令和 5 年度は 40 施設の参加があり、連携の充実について意見交換を行いました。また、民間施設で相談・指導を受けた日を指導要録上の出席扱いにできるようガイドラインを令和元年に通知し、運用しているところです。

次に「学校に登校できない児童生徒のうち、外出が難しい」児童生徒につきまして、その内、「面談ができる」場合は、「多様な教育機会の確保」として、オンラインで学習支援やスクールカウンセラー等による個別面談などを行えるようにしています。その際、ICT等を活用した学習活動を行った場合のガイドラインを平成18年に作成していて、民間施設の場合と同様、指導要録上の出席扱いにできるようにしています。

そして、最後に「外出が難しく、面談も難しい」児童生徒についてですが、ここで、右側の網掛け部分を御覧いただきまして、「スクールソーシャルワーカー活用事業」、斜線を挟んで上の部分、「スクールカウンセラー活用事業」の説明をさせていただきます。斜線は、児童生徒の登校などの状況によって関わりの大きさを表していて、上の部分、学校に登校できる児童生徒に対しては、主にスクールカウンセラーに関わっていただき、問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決、教育相談の充実を図っています。表の下の部分、学校に登校できない児童生徒、さらには、外出も難しい児童生徒など、学校が関わるのが難しくなるに従って、スクールソーシャルワーカーが関わる部分が多くなり、「外出が難しく、面談も難しい」児童生徒については、こども療育センターや医療機関、児童相談所など、関係機関とのネットワークを構築するなど、支援体制を整える活動を実施しています。

続いて、資料2を御覧ください。

「SOSの出し方に関する教育」いわゆる「MLB教育」についてです。「MLB教育」については、本市が令和3年度から段階的に実施し、令和5年度から全小中学校で本格実施しているところです。この「MLB教育」におきましては、こどものレジリエンス、いわゆる心の回復力を高めること、そして、困ったときにSOSを出すことができるこどもを育成することを目指して、スクールカウンセラーと連携した授業を行っています。これまでも、資料の中ほどになりますが、道徳や保健体育といった「各教科の授業の中」や、また、資料右側になりますが、「日常的な学校生活の中」でも、各行事やライフスキル教育、教育相談などにより、心の回復力や困ったときにSOSを出すことができるこどもの育成を図ってきていましたが、近年、悩みや困難に直面した際、一人で抱え込んだり、どう対処してよいか分からなかったりして問題行動等に発展する事案が散見されたり、中には、希死念慮を持つ児童生徒への対応事案も例年一定数報告があったりすることから、授業や学校生活といった教育活動に加えて、資料左側になりますが、担任とスクールカウンセラーが連携して小学校5、6年生、中学校1、2年生を対象に、心が苦しいときの対処やアンガーマネジメント、ストレスマネジメントなどの内容で学習を行うこととしました。

学校からは、こどもたちが自分の心のマネジメントを意識して生活するようになった、であるとか、スクールカウンセラーと授業をすることによってスクールカウンセラーがこどもの様子を把握できると同時に、こどもたちもスクールカウンセラーと関係が持てることから相談しやすい雰囲気ができるなど、成果を実感できていると聞いています。また、内容が充実しているので、1時間では足りない、であるとか、対象学年をもっと広げるのもより効果が上がるのではないかという声も聞いています。今年度は、市立の全高等学校においても、1、2年生を対象に全校実施を開始しているとともに、小、中学校における実施の成果と課題を踏まえて、現在、指導案の改訂を行っているところです。

なお、A3横の「いじめ・不登校等対策の推進」につきましては、教育委員会の取組全体をまとめていますので、参考資料として添付しています。

教育委員会生徒指導課からの説明は以上です。

<こども青少年施策調整担当課長>

続きまして、こども未来局こども青少年支援部から、資料3「こども・子育て家庭への相談・支援等について」を説明いたします。

この資料は、不登校の児童生徒のみを対象としたものではありませんが、本市で実施している相談・支援や、関係機関・地域団体等による支援などをまとめたものとなります。

本市では、不登校を含む不安や悩みを持つこどもや子育て家庭を対象に、様々な窓口において相談に対応するとともに、必要に応じて、保健・医療・福祉・教育などの支援につないでいます。

また、こどもや子育て家庭の状況に応じて、交流を通じた支援や地域における居場所の提供などに、行政、地域団体、NPO 法人、学校等の様々な主体が連携して取り組んでいます。具体的には、資料の左側の枠に記載のとおり、「対面・電話等による相談・支援」として、一つ目の青少年総合相談センターにおいては、専門の相談員、精神科医や臨床心理士が、不登校などのあらゆる相談に対応するとともに、二つ目のこども家庭センターにおいては、保健師、家庭相談員等が育児の悩みや子育て、こどもの問題等の相談に対応するなど、各相談窓口において相談・支援を行っています。

また、右側の枠に記載のとおり、「交流を通じた支援」として、青少年支援メンター制度などの実施や、「心理治療等の支援」として、こども療育センター愛育園を運営するほか、「地域における居場所の提供」などに取り組んでいます。

下側の点線囲みの「関係機関・地域団体等の支援」については、本市以外の取組の一例を記載しています。関係機関等による SNS 相談や電話相談などのほか、NPO 法人やひろしま LMO 等の地域団体等によるこども食堂の運営や学習サポート、地域活動の場の提供などが実施されています。

資料3の説明は以上となります。

<松井市長>

ありがとうございました。

不登校児童生徒の状況、それから現在の本市の取組の全体像について、教育委員会事務局と市長事務部局から説明がございました。

ここからは、今の説明を踏まえながら、協議に入りたいと思いますが、私自身の問題意識としては、教育理念を「しつけと規律のないところに教育はない」という考え方と「個性そのものを生かしながら自らが挑戦できるようにすることそのものが教育である」という考え方の二つを対極の教育理念と整理したとき、今の義務教育というのは、どちらに近いかというと、私自身は、今の教育はどうしても前者の方に力点を置きながら、それがうまくいかないときに、不具合を補正するためにいろいろな支援システムを多角的に考えていく体系になってるのではないかと思います。これは、異常に対処するという捉え方ですけれど、これを異常だと捉えると、エンドレスで迷路に入ってしまうのではないかと思います。そうした意味では、不登校に関わる諸課題を解決するためには、もしかすると、成熟期に達した社会における教育システムのパラダイムシフトが必要なのではないかと。今の状況に至る

以前の社会に対応するということに注力してきたやり方を、抜本的に変えないとうまいかないのではないかと考えています。

そうした中で、冒頭に申し上げたように、広島みらい創生高等学校では、こういった生徒を当然の生徒だと受け止め、きめ細かな取扱いをして、そこで成果があると。そして、義務教育課程で不登校だったけれど、ここに来てそうしたものを乗り越えて、勇気をもって自分の経験談を話す生徒に会いました。これが全てか分からないですけど、そうした面もあるのだと思います。

そうすると、今後は、義務教育の課程で不登校を未然に防止する、発生しないようにする方法を、生じてしまったものを事後的に捕足してそれを病理現象のように扱って治していくのではなく、それが起こらない教育システムを考えられないかと考えています。

是非、こうしたことも踏まえ、教育理念のパラダイムシフトがいるのではないかとということ念頭に置きながら、今の問題に関わる支援策や解決策がどういったものがあるか、今取り組んでいて効果があるものがあれば、その対策の充実、あるいは強化、さらに対応を加速させるといったこともあると思います。

そうした視点で、御意見、御提案を頂けないかと考えています。導入が長くなりましたけれど、今申し上げたような視点で、それぞれ御意見を賜りたいと思います。

一橋委員、お願いいたします。

<一橋委員>

教育に関して素人の立場から申し上げるので、誤解があった場合には、御了承頂きたいと思いますが、今考えていることを申し上げたいと思います。

不登校児童の定義は、先ほど御説明がありましたように、何らかの理由で年間30日以上欠席した児童生徒、ただし病気や経済的な理由は除くとなっていますが、経済的な理由はともかく、病気がどこまでを病気と指すのかが分からない、身体的なものではなく、例えば精神的なものであれば、病んでいる方は沢山いらっしゃるわけで、なかなか線引きが難しいと思いましたが、定義は文部科学省が定めていますので、それをベースに、人数の御説明がありました。ここ3年ぐらいで小学校は倍以上、中学校で倍近く、不登校児童生徒が増えているということで、平成26年ぐらいから比較すると3倍以上になっているというデータもありました。特に、小学校の増加率が非常に高いと聞いています。

この原因分析については、今回、具体的には特にありませんでしたが、私が勉強した中で言うと、本人の性格が非常に怠惰であることや、無気力であることもありますが、これを除いて考えたときに、こどもにとっては、学校と家庭という二つの社会の場所があるわけですけども、どちらの原因が大きいかというと、やはり学校の方が大きいだろうと考えています。例えば、苦手な友達がいる、先生が嫌だ、学校そのものが嫌だ、校則などで縛られて嫌だという感じでしょうか。そうすると、学校を改善しないと、もちろん家庭にも原因はあるわけですけど、相対的に学校の方が多いと考えています。

そうすると、不登校児童生徒がどういう状況なのかということ、学校のいろいろな要素が嫌だということで学校に通わないわけです。以前であれば、学校に行かなければならない、ちゃんと来なさいと言われ、叱咤激励して尻を叩いてでも行かせるということをして昭和・平成でやってきたと思います。ところが、今そういうことをすると、いろいろな問題があって、そ

れが自分から好んで学校に行くような良い結果にはつながらない。無理やり行くかもしれないけれど、自主的な自己決定で学校に行くということにならないので、あまり良い結果にはならないと言われています。先ほど、市長がおっしゃったように、異常な人が来ないのでなくて、その人は学校、家庭を含めてストレスを感じているわけです。そのストレスに対して、むしろ正常に反応しているのだと、逆に学校に行っている人は我慢をして行っているという意味では、学校に行かない不登校児童生徒は決して異常ではなくて、人間としての正常反応を示しているわけですから、これを否定してはいけないというのが一般的な考え方ようです。10 年前であれば、私は賛成しなかったと思いますけれど、今いろいろと勉強させてもらったりする中で、これは確かにそうだなと、不登校を肯定するということについて賛成をしています。

それをベースにしますと、自治体によっては、不登校児童ゼロ計画や半減計画がありますが、これは病気であれば分かります。病気であれば半減しなければならない、少なくしなければならないですが、病気でないことを前提にするのであれば、ゼロにすることが果たして意味があるのかと思います。

具体的な政策があるかという点、本日この場で、具体的なものは思い浮かばないですが、資料で御説明を頂いた、教師の研修や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、あとは、ふれあい教室やフリースクール、みらい創生高校の取組は、これまで私が知らなかったことで、これほど多くの複合的な取組をされているのかと思いました。これは大いに評価したいと思います。

では、それで十分かというと、人数が増えているわけですから、これで満足せずに何か対策をしなければならないと、こうした人たちに第三の居場所をつくらなければならないと、よく言われているのは、ICT を使ったオンライン教育です。大学でもここ数年で随分変わりました。ICT を使って知識の伝達は非常にうまくいくということです。一方で、コミュニケーションは、ICT でできるかと言われると、まだまだ今の技術では難しいと思っています。大学でもコロナの時は、オンライン授業を行っていましたが、コロナが終息してどうなったかという点、本学の状況から言うと、決してハイブリッドにはなっていません。ほとんどが対面に戻ってしまいました。それは、どこに問題があるかという点、やはりオンラインではコミュニケーションが難しいと。知識の伝達はできても、人を教育する大きな部分であるコミュニケーションの育成はオンラインでは難しいと。技術の発達が目進月歩なので、もしかしたらうまくいくような技術ができるかもしれませんが、今のところは難しいと思っています。そうした意味では、フリースクールやふれあい教室のような、児童生徒たちが集って何かをする、しかし学校ではない第三の居場所をつくることは大変重要だと思っています。そうしたことは、スクールソーシャルワーカーが御担当になるということですが、スクールソーシャルワーカーは、本市全体で 20 名くらいと聞いており、非常に少ないと思いました。当然、財政的な問題がありますから、すぐにはできないかもしれませんが、スクールソーシャルワーカーの拡充は是非やってほしいと思います。学校が嫌なのですから、先生ではどうにもならないわけです。先生ではない第三者が間に入るのは非常に大事だと思います。

最後に、初等教育について話したいと思います。

自由や自己決定が必要ではありますが、全てにおいて自由でよいのかと言われると、そこは疑問に感じると思います。特に、小学校で 1,475 人、不登校児童がいます。学年が分から

ないですけど、低学年にはあまりいないのではないかと、やはり高学年が中心かと思いますが、高学年でも5年生6年生ですね。そういう年齢の人が、自分の考えで自己決定できるのでしょうか。いろいろな選択肢があって、そのこどもに責任行為能力があるのかと言われると、果たして小学校、仮に高学年といえども自己決定させていいのかとなると疑問が残ると思います。中学、高校はいいです。広島みらい創生高等学校の取組は素晴らしいと思います。見学に行きましたが、皆が自由に教育を受けていました。ところが、小学校ではどうなのだろうということが気になります。初等の不登校が、中学校の不登校につながるわけですから、もう少し考える必要があると思います。やはり、早いうちに、何か手当てをする必要があると思います。具体的な方法は私個人では今のところまだ思い浮かばないですけど、それはやってもらいたいと思います。

教育は、市長がおっしゃったように、昔は日本の高度成長の中で、同じことができる多くの労働者を供給するという役割があったと思いますが、今の時代はそうではなくて、「誰一人取り残さない」ということが教育現場でいつも言われています。一人でも二人でも、手をかけ、お金をかけて、きちんと対応するという時代になったのだと思います。

以上です。

<松井市長>

ありがとうございました。

それでは、西委員お願いいたします。

<西委員>

本日のテーマが、不登校児童生徒等への支援だと伺ったとき、非常に複雑で重いテーマだなと率直に思いました。私自身も似たような経験を持ち合わせていまして、不登校のこどもを持つ親御さんの気持ちを思うと、本当に心が痛みますし、そして何より悩んでいるのは本人で、自分はこれからどうすればいいのかと、自分の将来が見えず、大きなストレスを抱えているに違いないと思っています。

不登校児童生徒数は年々増加傾向にあり、広島市においても、その支援策が進められていることは承知しています。資料で御説明頂きましたように、こどもの状況を分けて、また、学校内と学校外に分けて、丁寧な支援策を講じていることには非常に敬意を表しています。不登校支援について、いろいろと切り口がある中で、私は、学校にできることについて考えてみました。市長が先ほど御説明してくださった方向とやや異なる方向からの意見になるかもしれませんが、お許してください。五つの観点から述べさせていただきます。

一つ目は、先生方の意識の持ちようについてです。

不登校は誰にでも起こり得るということ、複雑な状況が重なり合った結果、不登校になるのだと思っています。どの学級の、どのこどもにも起こり得るし、それを個人の特別な問題行動と捉えるのではなく、先生はその事実を覚悟しておいてほしいと思います。自分のクラスで特別な問題が起こったと慌てず、支援のシステムや対応すべき事柄を、常に心に置いておいてほしいと思います。具体的な支援の在り方については、例えば、職員室のどの戸棚の何段目に保護者向けのチラシが入っている、あるいは、研修の資料が収めてあって、必要なときに職員が手にとって見ることができる、あるいは、学年の会議で話題に上げて、教員間で

情報を共有するなど、意識と環境をつくってほしいと思います。

二つ目は、不登校の予防として、こどもの小さな SOS を見逃さないということです。

こどものつぶやきを聞き取るには、日常的なコミュニケーションが必要です。授業だけでなく、朝の登校の様子、給食や掃除の時間など、こどもと関わる時間を少しでもつくっていただけるとありがたいです。先生は常に忙しく、昼休みも返上で生活ノートを見たり、学習ノートを見たり、宿題のチェックをしたりと多忙を極めていると思います。その先生に、さらにこれをしてとお願いするのは心苦しいことです。先生個人の努力に委ねるのではなく、教員の業務を整理することで、こどもと接する時間を捻出できないかと思っています。業務の整理というのは、外部委託や、新しいシステムの導入を通じて、先生方の仕事を減らすということです。このことは、働き方改革とも関係しており、さらに改革を進めていただきたいと思います。

不登校児童生徒へのアンケートを見ていて、気にかかることがありました。不登校を経験した児童生徒と教員、保護者の方にアンケートをとって意識の違いを見たアンケートです。不登校の理由として、教員への反抗や反発が、不登校の児童生徒の回答では 36% ぐらい、教員とのトラブルや叱責が 17% ぐらいで、保護者ではさらに高い数値を示しています。ところが教員では、3.5% や、2% と、こどもたちが思う 10 分の 1 ぐらいしかその認識がないことが公表されていきました。この結果は、教員が何気なく話したことや、叱責したつもりではなくても、それが不登校児童生徒にとっては傷付き体験であったということを示していると思います。教師とこどもの感じ方にはギャップがあるということ、大人の冗談はこどもには通じないということもあると思います。心得ておかなければならないと感じました。

三つ目が保護者への対応です。

こどもに不登校傾向が見られると、保護者の方は必ず相談に来られると思います。その保護者に対する相談窓口を増やすこと、相談窓口があることを伝えることはとても親切なことだと思います。まずは、その学校内の支援を紹介して、学校に来やすい環境を整え、その一方で、必要に応じて学校外の支援を紹介し、学校になじめないこどもへの支援の幅を広げることも必要だと思います。不登校児童生徒の親の会や、個人や民間団体が開催している相談会、学びを保障するフリースクールなどの情報を、教員自身が共有できているとよいと思いました。多様性を尊重する時代の中で、どのこどもにも学びの場を保障することが大事ですから、学校に戻ることを目標にするのではなく、どの児童生徒も、それぞれの個性を生かしたような学びの場が得られるということが大事だと思います。

先ほどのアンケートと同じものですが、不登校の児童生徒に対する学校の対応と保護者の評価という項目では、保護者からは、学校内で別室登校できる環境の整備や、プリントの配布や紙媒体の教材の提供について、多くの学校でなされていて十分であったと感じられているようです。ところが、学校外の教育機関の紹介については、あまり実施されずに残念だったという声が上がっていました。広島市はこれに当たらないかもしれませんが、保護者の不安を和らげるためにも、保護者が何を望んでおられるかを考え、保護者と向き合う姿勢が大事だと感じました。

四つ目ですが、人員の配置を手厚くしてほしいというお願いです。

例えば、ふれあいひろばについて、広島市は教室に入れないこどものために、全ての市立の小中学校に開室しています。ここまで進めてくださったことは大変ありがたいと感謝し

ていますが、十分な教員の配置までできているかというところ、そこはまだこれから頑張らなければならないところだと思います。研究推進校においては、加配で教員が配置されますが、研究指定が終わればその加配もとれてしまい、人員が削減されるということもあるのだと思います。予算も人材も必要なので、難しいとは思いますが、実現に向けて進んでいくことを願っています。

最後は、転校のシステムについてです。

これは高校の話なのですが、どうしても学校になじめなかった場合に転校をして、心機一転やり直すという方法があると思います。市立の小・中学校の場合は、転居などの方法も含めて転校が可能ですが、私立の高等学校については、他の私学はもちろん、市立学校への転入学が受け入れられていません。ですから、一旦退学して、次の年度に入学試験を受けて、過年度生として入り直す道しかないと思います。不登校生徒にとっては、そのハードルがとても高いと思いますので、転入学が可能となるシステムができないかと思っています。以上です。

<松井市長>

ありがとうございました。

伊藤委員、お願いいたします。

<伊藤委員>

市長からもお話がありましたけれど、広島みらい創生高等学校の取組はすごく良いと思っています。私たち教育委員も、広島みらい創生高等学校に伺わせていただきましたし、その取組が紹介されたテレビ放送を何度か視聴したことがあります。そこで取り上げられていた子どもたちは本当に生き生きとしていて、中学校では不登校であった生徒が、「自信を持てるようになった」や、「この学校に出会えて、自分の人生が変わった」と、嬉しそうに話している様子を見て、広島みらい創生高等学校のような取組を行う中高一貫教育学校が設立されてほしいと思いました。広島市では、広島市立中等教育学校が、進学校として中高一貫教育を行っていますが、広島みらい創生高等学校のように、生徒のニーズに応じたきめ細かい取組を行う中高一貫教育学校に、中学校の途中からでも入学できるフレキシブルな入学体制と、6年またはそれを超過してもよいという長いスパンで、柔軟に子どもに寄り添う独自のカリキュラムが設定されると、子どもに応じたペースで個性を生かす教育が行われるのではないかと思います。また、中学校で不登校になったからそこに入るのではなくて、未来を志向できるような学校だと広報して、そこに行けば、自分の夢が叶えられるのだという位置付けの学校として設立されるといいと思いました。

広島みらい創生高等学校に伺ったとき、先生方が廊下や教室で出会う生徒に気さくに声かけをしておられたのが印象的でした。広島みらい創生高等学校のパンフレットを拝見しますと、卒業生がいろいろと書いていらっちゃって、その中に、「先生にきめ細かなサポートしてもらった」、「先生方が親身になって勉強を教えてくださいました」、「私の思いを全力でサポートしてくださった先生方のおかげ」と記載されていました。先生方の生徒への丁寧な寄り添いが、子どもの学びを後押ししたのではないかと思います。

私も大学で学生と関わっていますが、子どもの変化を早期に見取って、カウンセラーの先

生に相談する必要があるのは分かっているのですが、どのように見取り対応すればよいのかという知識がないために、どうしたらよいか分からない状況が私自身にもあります。実際に現場の先生方も、子どもたちと関わる中で、頭では分かっている、具体的にどのようなこどもの状況を見取ったらよいのか、その見取りをどのように生かしていけばよいのかが分からないこともあると思います。広島みらい創生高等学校の先生方の経験を、他の学校の先生方に研修などで教えてもらえるとよいのではないかと思います。

もう一つ、フリースクールに関していろいろな取組が行われています。近年、多くの施設が開設されていて、その運営方法やカリキュラムは多種多様ですので、不登校の児童生徒本人や、その保護者、さらには、チーム学校の先生方も、どこが良くてどこが悪いのか、どこが自分のこどもに合っているのかと、選択に迷われるのではないかと思います。そういった公的施設または民間施設の特徴、さらには、長所・短所などを具体的な事例を含めたリアルな情報を一括して集約して、提供してくれるところがあると助かるのではないかと思います。個人的には教育センターの中にあると活用しやすいと思います。そこで情報提供とともに相談業務も担って、不登校児童生徒の実情に寄り添って、公的または民間施設をコーディネートする機能も併せ持つことができれば、不登校児童生徒への対応方針を検討する各小中学校の先生方も大いに参考になるのではないかと思います。

学校外の施設を利用する場合に留意しておかなければならないのは、義務教育期間のこどもの籍は小中学校にあるので、こどもの学びに対する最終責任は学校にあるということだと思います。つまり、学校はこどもに適切な教育が行われているのか把握し続けることが求められます。そのモニタリングを担当だけが担うことは困難ですので、担任と校外施設との橋渡しをする人材を配置する必要があると思います。それは、チーム学校が担うことも有効かと思いますが、その橋渡しを継続的に誰がどのようにするかを明確にしておく必要があります。

最後にですが、OECDによる学習到達度調査PISAでトップになった頃のフィンランドに行ったことがあります。義務教育は、日本と同じ9年間なのですが、10年目が設定されていて、将来を見据えてこの時期にもう少し成績を改善したいと思うこどもが、任意で10年目に学ぶことができるという長いスパンで教育が考えられていました。また、小学校での授業参観のときには、算数の授業が始まっても、その前の家庭科の授業での編み物をし続けているこどもがいましたが、そのこどもは一段落つけば、すぐに算数の問題に向き合っていました。その間、教師はそれを見守っていました。日本のこれまでの成果主義的な教育であるとか、集団行動を良しとする教育の在り方を見つめ直して、もう少し長いスパンで、多様な能力を受容できる教育を考えていくことが求められているのではないかと思います。

以上です。

<松井市長>

ありがとうございました。

秋田委員お願いいたします。

<秋田委員>

新任教頭向けの研修を、大阪のスクールロイヤーの峯本弁護士が広島の教育委員会でも

行ってきたさって、今日のテーマの不登校についていろいろ考えている中で、もしかしたらその時の研修のレジュメにいろいろ書いてあったかもしれないと思って引っ張り出してきました。私の知見ではなくて、受け売りのものなんですけれど、市長のおっしゃったように、不登校の予防が重要だということが書いてあり、幼稚園や保育園と小学校との連携が大事で、幼稚園、保育園、小学校の連携、小学校、中学校、高校の連携を通じて、不登校になりやすいこどもをあらかじめ予測して、そのこどもがどのような面での特性や生きづらさを抱えていて、不登校になりやすいかと予測を立てておくと。そのこどもに対しては、声かけを深めたり、不安を聞き取ってつながりを持ったり、先ほどから出ていますけれども、小さなシグナルに気づいたときは、早期に話を落ち着いて話を聞くということがまず予防として重要だと。

それから、欠席が始まったときの初期対応も非常に重要で、担任が抱え込まずに、チーム対応を開始して、何が原因で欠席が始まったのかを皆で検討しなければならないと。そして、学校の要因と家庭の要因と本人の要因という三つが重なり合いの中で不登校が発生するのだと。

本人要因は、心配症であること、不安傾向が強いこと、学習障害を抱えていることや、あるいは、アスペルガー的傾向で、いろいろなものに敏感であること、起立性調節障害でなかなか朝起きにくいこと等があり、不登校児童生徒の定義の中に「病気や経済的な理由を除く」と書いてありますが、はっきりした病気でない場合は、病気の方も不登校に含まれていると思います。本人も気付いていないし、親も気付いてないけれど、病気である可能性、あるいは障害がある可能性があるということを、幼保小連携の中で見抜いていかなければならないと。

家庭要因としては、虐待やDVなどもありますし、ネグレクトや幼い兄弟の世話を親の代わりにしているヤングケアラーの問題もあると思います。両親の離婚で通っていた学校には通えない状態になってしまい、転校手续をしている間はどこの学校にも行けない状態になっていることや、そもそも衣食住が整ってない段階で勉強どころではないという経済的な問題もあります。

学校要因は、学校・教師との関係や、勉強になかなかついていけないという学力の問題、進路の不安、いじめの問題などがあり、初期の対応で何が原因となっているのか、その原因をどうしたら少しでも取り除けるかを担任が抱え込まず、チームで対応していくと。そうした意味で、生徒指導重点指定校や不登校支援研究校が、そのノウハウを他の学校に普及することが非常に重要だと思っています。

予防的な検討の段階では、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーというのが非常に重要な役割を果たすと思います。不登校の人数が 3,512 人なので、現在の 20 人で割ると 1 人当たり 150 人くらいを抱えなければならず、今の人数は少ないと思います。一つの学校にスクールソーシャルワーカーが 1 人いても、6 学年全体を見なければならぬので、決して多いわけではないと思います。また、時間的制限の問題もあります。会計年度任用制度では時間制限があると思うので、頼む先生方も、時間が切れるので明日にしようとなったり、スクールソーシャルワーカーの方も、週に何回かしか出勤できないなると、いろいろなノウハウを持っていたとしても、働くに働けないこともあると思います。そうした意味では、処遇改善が必要だと思っています。

私の周りにも、市の職員となったけれど、生活保護のケースワーカーとして非常に困難な家庭を多く抱えると。ケースワーカー1人で100世帯と聞いたことあるんですけど、元気で明るい家庭ばかりを担当するわけではなくて、非常に難しい家庭を1人で100世帯持つと、せつかく市の職員になったのに辞めてしまうと聞きました。早く辞めてしまうと、傷病手当も出ないし、失業手当も貰えないと。病気になっただけで終わってしまうと聞いて、本当に大変な状況になっているのだと思いました。スクールソーシャルワーカーも非常に困難な事例を多く抱えていらっしゃるの、広島市が募集しても、大変なのに給料がそれほど貰えないと、なかなか募集をかけても埋まらなと聞いています。やはり待遇を良くすれば、少々大変でもやろうかという人は出てくると思いますし、社会福祉などを学んでいる学生さんたちの中にも、スクールソーシャルワーカーになりたいという学生さんが増えていくのではないかと思いますので、スクールソーシャルワーカーの人数の増加と待遇改善というのは、非常に重要だと思っています。

それから、ふれあい教室の終日開放というのは素晴らしいと思って期待をしているんですけど、各区に一つとなると八つ必要なんだけれど、今、五つの区にしかないの、各区にあったらいいなと思います。

それから、教員の0.5人配置も、それぞれ担任を持っていいらっしゃる先生が補う必要がないように、働き方改革という意味でも、ふれあいひろばの終日開室のため、それぞれ教員がきちんと1人配置され、他の先生がそれを補わなくてもいいようにすることが重要なのかなと思います。

フリースクールについて、フリースクールとの意見交換会に昨年参加させていただいて、フリースクールの一覧表も頂いたのですが、こんなに多くのフリースクールが広島にあったのかと驚いたのですが、名前だけ見ても、どこが良いか、それぞれどういう教育をしているのかが分からないので、例えば、ここは午前中も開いているとか、こういう生徒さんに向いているとか、あるいは料金が安いけれど、このようなことをしてもらえとか、料金がそれほど高くなく、生活が大変な方でもこの費用だったら払えとか、いろいろな情報を保護者に提供してあげることができれば、保護者も子どもに登校の圧力をかけて、より一層不登校の期間が長期化してしまうという悪循環に陥らずに済むと思います。

将来に対する親の不安の除去、学校に行きたくても行けない生徒の不安の除去という意味でも、受験で内申書に出席日数を書かなくなったという情報を教えてあげたり、広島みらい創生高等学校という学校や他にも通信制の学校があって、不登校でも高校進学者は8割を超えていることを教えてあげたり、いろいろと安心できる情報を与えて、できるだけ不安を除去してあげられればと思います。

以上です。

<松井市長>

ありがとうございました。

井内委員お願いいたします。

<井内委員>

冒頭、市長がおっしゃったことと同じようなことを考えていまして、子どもたちの教育に

今何が求められているかをもう一度見直すことを考えてみました。これは、日本の将来に深く関わることなので、今の我々が考えなければならないと思いました。

こどもたちの今の立場というのは、親や、自分の周囲の社会に大きく影響されています。多様化という言葉をおそらくこどもたちだって知ってるわけです。そうすると、彼らは彼らなりに自分の生きる目的といいますか、自分の能力を自分で評価して、こうなりたいと、そのためには何をしなければならないかを考えているのではないかと思います。ところが、市長がおっしゃったように、我々の方にまだ古い時代の考えが残っていて、学校でしつけはきちんとしてほしいとか、日本の識字率が世界に冠たるものであるように、義務教育の6年間でしっかりした教育をしてきたことの成果が上がってるわけで、これを崩したくないと。実は、そうした価値観の違いが、今、せめぎ合っていて、こどもたちに、多様化、あるいは自分を大事にしようと言いながら、逆にこういうことは絶対やらないといけなと言いつつ進めているところではないかと思います。どちらが良いか悪いかは言えないと思いますが、そのバランスをどうとるかを真剣に考えないと、こどもたちが非常にぶれている気がしています。

なぜ不登校が起こるのかについて、実は6月に、指定都市の教育長会議に教育長と一緒に出席させてもらい、文部科学省からいろいろ資料を頂いて、説明を受けました。そのときは、先ほど皆さんがおっしゃったこととは少し違いますが、小学生・中学生が不登校になる一番の要因は無気力だと言われていました。やる気の無さが、小学校で50.9%、中学校で52.3%というデータを見て、私は正直驚きました。親子の関係がうまくいかない、小学校で12.1%、中学校で4.9%、生活の乱れ・非行は、小学校12.6%、中学校10.7%、親子の関係がうまくいかない、生活の乱れ・非行はもっと多いのではないかと考えていましたが、やはり問題なのは、こどもたちにやる気がない、無気力なことだと。口では立派にこうやりたい、ああやりたいと言うけれど、現実勉強に取り組むかという、気力を持っていないのではないかと思います。

全国に約30万人、小中学生の不登校がいるのだそうです。広島市には今3,000人くらいと説明がありましたけれど、これは由々しき問題で、令和になってから急速に増えているのです。これにも驚きました。なぜなのだろうと。まだ平成のほうが良かったのは、我々がここ数年で行ってきたことが、こどもたちに悪い影響を与えているのではないかと強く思いました。もう一度考える必要があるのではないかと思います。

次の問題として、こどもたちの無気力にどのように立ち向えばよいのかを具体的に考えなければならないと思います。自分の信念でもあるのですが、必要性というのは教えられるものではなくて、体験の中から出てくるものだ。具体的に言うと、英語を使えるようになるかどうかは、アメリカに行って、どうしても使わないといけなかったらやりますよね。先生が口を酸っぱくして、これは大事だからやれと言うのは、昔の受験時代なら通用しますが、今の時代は、自分たちにとって本当にこれが要るのだと、こどもたちに思わせない限り、あまりやってくれないのではないかと。私は小学校の先生をやっているわけではないのでよく分かりませんが、そういう信念を持っているので、例えば、しつけのことに言えば、社会のルールを守ってほしいと言うのは、自分のためなのだと、自分を守るために社会のルールというのがあるのだと、彼らにきちんと伝えなければならない。それが気持ちを生むと思います。勉強であっても、知らないことを勉強してみたいというのは、本来、

人が持つてゐる欲求であつて、知らないことは知りたいと思ふはずで、ところが、知りたいという欲求を、学校では満たしてくれないので、欲望はあるんだけど、なかなかそれが実現しないことに、こどもたちはもどかしさを感じているのではないかと思います。そこから導かれるのは、今の学校、それでいいのですかということです。どうしても画一的にやらないといけなし、ルールもあるし、それは守らなきゃいけないという、先ほどのジレンマに入っているのだということと全く一緒ですが、こどもたちのために、もっと幅広いニーズを汲み上げるようなシステムにならないかと感じました。

さらに驚いたのは、文部科学省が「学びの多様化学校」というものを提案していて、全国に34校あるそうです。広島県にはありません。先日の会議で話をした8都市の中では、京都市だけがつくっていました。他の都市は検討中や未定でした。その理由はよく分かります。先ほどから、広島みらい創生高等学校の話が出ていますけれど、私もみらい創生高等学校は素晴らしいと思います。自分の必要性に基づいて科目を決め、時間割を決め、だからやる気が起こるのだらうと。そうした形を小中学校からつくれないかと考えました。難しいのはよく分かります。こどもたちが自分で何をやりたいかはっきり分かっている、科目を選んだり、時間割を自分でつくったりできるかという、そうではないだらうと。そうすると、これはかなりハードルの高い話で、「学びの多様化学校」という言葉を、まだ自治体そのもので受け入れているところが少なく、まだ34校しかない。文科省は300校つくりたいとおっしゃっていましたが、そんなに容易い話ではないと。よほどプランを良くしないと、これは難しい話だと思いました。

今のふれあいひろばや、地域にあるふれあい教室はうまくいっていると文科省も評価しているし、おそらく広島市もそうだと思います。そうしたところへ来たこどもは、50%くらいは学校に帰れます。具体的なデータが出ていますから、決して悪くない。つまり、そこへ来て、学ぶことを思い出したこどもは学校に帰るのです。結局、帰れないこどもが何%残るわけです。そうしたこどもたちを、どこへ吸収するのが問題で、持論なのですが、多様化学校ができないのであれば、フリースクールだと思います。

フリースクールについて、文部科学省の担当者の方が、何を行っているのか分からないので、お金が出しにくいとおっしゃっていましたが、先ほどから出ているように、もっとコミュニケーションをとって、フリースクールと教育委員会がよく話し合つて、ある一定のルールをきちんと決めて、そこにもっと公的な支援を出すべきだと思っています。

最後に、ある先輩の話をします。その方は、長らくこども食堂を運営しておられて、自分の家を提供して十数人で共同生活をさせたのだそうです。本当に箸にも棒にも掛からないこどもだったらしく、入ったばかりの頃は、旅に連れて行くと、あちこちを見て、全然集中力もなかったそうですけれど、1年もいると、年齢も幅があるし、性別も違うし、家庭生活もばらばらのだけれど、一緒にルールを決めようと話し合い出すのだそうです。1年後に旅行したときには、必ずリーダーが出て、本当に見事な行動を取ったのだそうです。その先生はそれを見ていて、やはり教育というのは、自分たちが振りかざして、こうしろと言うのではなく、彼らが、これは自分たちが生きていく上で必要なものだったときには必ず勉強するのだから、そんなに一生懸命になって何もかも詰め込もうと思わなくてよいのではないかと、私におっしゃいました。

もう一つは、不登校のこどもたちに対する今の公的支援は冷たいと。冷たいという意味は、

あまり寄り添っていないのではないかと。先ほど広島みらい創生高等学校の話をされたけれど、本当にその先生たちは、こどもたちに声をよくかけて、彼らが何を望んでいるのかをいつも把握しようと努力しています。確かに制度はあります。ふれあいひろばもあるし、スクールカウンセラーもいて、スクールソーシャルワーカーもいます。制度上は素晴らしい、これは全ての都市にありますし、全てうまくいってるような報告が出てくるのですが、どの都市でも、不登校の数はうなぎ登りです。なぜこうなのかをもう少し考えるべきではないだろうかと思います。もう少し寄り添い型といいますか、上から目線でかくあるべきということをやめて、不登校になっているこどもたちが何を望んでいるのかを、寄り添って考えたほうがよいのではないかなという印象を持ちました。

どうもありがとうございました。

<松井市長>

ありがとうございました。

松井教育長お願いいたします。

<松井教育長>

各委員の皆様から多くの貴重な御意見を頂きましたので、重複する部分もあるとは思いますが、教育委員会で検討していることも含めて、お話ししたいと思います。

まず個人的な考え方からですが、最初に市長からパラダイムの転換というお話もございましたけれど、今回のテーマが不登校ということで、不登校に対する大きな意味で私の考え方をお話しします。御承知のように、数十年前までは不登校と言わずに登校拒否と言っていました。その頃と比べれば、随分と状況が変わったと思います。しかしながら、特に、義務教育課程におきましては、委員の先生からも御指摘を頂きましたけれど、どうしても小さいうちに教えておきたいことがあって、学校に行くのが普通であるという前提は大きく変わっていないと思います。その点につきましては、それが良いかどうかということで、先ほど井内委員からせめぎ合いというお話もありましたけれど、私自身は、少なくとも学校に行けないとか、行かないということについて、もろ手を挙げて良い状態なのかというと、そうではないと思っていて、バランス良く、例えば、基礎的な学力を身に付けるとか、人間関係の築き方なり、コミュニケーション能力、基本的な社会性を身に付けるといった部分では、学校に行けるのであればそれに越したことはない、という考えが前提としてございます。

一方で、冒頭に市長からお話がありましたけれど、個人の価値観が多様化してきていると言われていきますので、社会もあらゆる面で多様性に寛容になっている部分もあると思いますし、ICTなどの技術の急激な進化もありますので、例えば、民間の企業ですと、在宅のリモートワークが普通になってきています。もっと言えば、Youtuber が仕事として成り立つ世の中になってきているということで、思うのは、不登校という状態に限らず、いろいろな状況にあるこどもが、これからも続いていく社会の急激な変化に対応しながら、いかに自立して生きていけるようにするかを重視して、それぞれのこどもに合った支援を行っていくことが求められていて、そうしたことを考えなければならない過渡的な時期になっているのではないかなというのが個人的な認識です。

その上で、現実問題として不登校児童生徒への支援をどう考えるかということに関して

は、委員の方から言われたことと重なる部分もございますけれど、一つは、質・量ともに多様な居場所づくりに努めることだと思っています。本市の場合は、資料にもありますけれど、従来から全ての小中学校にふれあいひろばを設置しており、令和4年度からは、終日開室をしています。学校には登校できるけれど、教室に入れないこどものための、校内での居場所の確保には、努めている自負がございます。そうではなくて、学校には来れないけれど、家から外出することができるこどものための、ふれあい教室が市内に五つあるんですけれど、こちらについては、設置数を増やしてきているわけですが、現状では庁舎の空きスペースを活用して、そこに市が任用した相談員や指導員を配置する形で用意しているのですけれど、通いやすい場所に増設しようと思うと、場所やスペース、人員の確保といった課題もございますので、今後の可能性としては、例えば、民間事業者への委託実施の検討を始めているところです。

それから、これも他の委員の方からお話がありましたけれど、ICTに関して、3年くらい前に一人一台タブレット端末が導入されましたので、ふれあいひろばにしても、ふれあい教室にしても、今後できることが進化してくるはずなので、常に実践的な研究を重ねていくことや、環境整備を並行して進めることで、不登校児童生徒への支援に役立てていく必要があると思っています。

それから、資料1の別紙にありましたけれど、現在、不登校の定義が年間で30日以上休むと全て不登校と一括りになっていますけれど、その状況がかなり違うので、もう少し細かく見ていくと、一旦不登校になったけれど、数ヶ月のうちにクラスに復帰してきているというケースが実はかなり多いので、逆に言うと年間を通じてほとんど学校に登校していないようなケースは、資料で言いますと、令和5年度で小学校では140人くらい、中学校だと310人くらいと、不登校児童生徒全体の1割ぐらいの数字になっています。さらに言うと、同じ資料にもありましたけれど、不登校児童生徒のほとんどが学校の内外で何らかの専門的な支援とか指導は受けていたり、あるいは、学校の先生とは継続的に連絡などがとれたりしているこどもが多く、そうでないこども、つまり、外部とのつながりが薄いこどもは、小学校で48人、中学校で82人です。こうしたところの支援については、家庭環境の課題なども含めて解決をしないと難しい部分もあるので、そうした支援体制を整えるスクールソーシャルワーカーの充実強化が不可欠だと思っています。

ここまで申し上げてきたのは、どちらかという说不登校になった後の対症療法の話ですが、これだけ不登校と言われる児童生徒が増えているという現状を踏まえると、やはり、予防的支援というのは大事だと思っていて、先ほどの資料の中にもございました、MLB教育に力を入れているという話があったと思うのですが、日常的に嫌なことや困ったことが起きたときに、一人で抱え込まずに周りの人に相談することや、友達に助けを求めて乗り越えられるような、言い換えれば、心の力を強くするような取組、逆に友達から助けを求められたときに手を差し伸べられるようなマインドを育てることも重要だと思っています。そうしたことを授業で行う時間というのは、カリキュラムが忙しいので限られてはいるのですけれど、指導資料の工夫であるとか、担任とスクールカウンセラーの連携をしっかりとることなどもできるだけ充実したいと考えています。

もう一つ言わせていただきますと、直接的な不登校対策ということではないのですが、ベースの部分として、学校運営の中で、教職員が児童生徒に向き合える時間を増やすこ

とも大事だと考えていまして、一人一人に、よりきめ細かい対応ができるようにするという意味で言いますと、2年前の総合教育会議でも議題になった働き方改革ですね。学校における働き方改革の推進の重要性を再認識させていただきました。今でも行っていますけれど、地域人材や専門人材の有効活用を積極的に進めていきたいと思いますし、特に、不登校が多い中学校では、部活動の負担というのが大きいと言われていいますので、部活動における外部指導者の活用などを進めたいと思いました。

最後ですが、今回はどちらかというと義務教育中心のお話だったとは思いますが、最初に市長からもお話がありましたように、高等学校のレベルでは、委員の皆さんからお褒めを頂きましたが、本市であれば、広島みらい創生高等学校、私立の高校でも様々なきめ細かいニーズに合った取組が行われています。通信制高校も含めて考えれば、不登校生徒の受皿としての役割を高等学校のレベルでは果たしています。卒業した後に社会的に孤立することがないように、継続的な支援をすることが必要なのだらうと思っていまして、この点につきまして、今回、市長事務部局で、こども・若者計画を改定されようとしていて、その中で、こどもや若者の孤立を防ぐための居場所の確保なども検討されると伺っていますので、連携をさせていただいて、取組を進めていければと思っていますので、一緒にやっていきましょうというお願いをさせていただいて、私からは以上です。

<松井市長>

ありがとうございました。

今の教育長のお話は、現状の教育システムを管理運営するという立場で、そうした視点から、今の対応状況と、改善すべき点からのお話であったと受け止めました。

私自身は、今お話を伺って、これが直ちに解決できる問題だとは思っていません。ある意味で、人類の性や運命だというぐらいの思いがあります。なぜかという、仮に、このメンバーが100年前、200年前にこうした形で話をしていたら、世の中に義務教育が無かったわけですので、こうしたことに悩むことはないと思いませんか、ということから始まります。要するに、義務教育を、我々がやるべきミッションだと思ったところから始まっているのではないかと思います。今の憲法では、親は、自分のこどもに教育を受けさせる義務があると書いてあります。こどもたちは、そうした教育を受ける権利があると。義務教育に関しては無償、つまりそれを受けさせなければならない親御さんに直接対価を求めない、その親は別の形で税金を払ってるのですけれど、教育のためにお金は取らないという仕組みを凝らして行っているのです。そうすると、義務教育と言われる小学校6年間と中学校3年間の9年間は義務だと整理され、それは絶対に動かない世の中だと思っているのではないかと思います。

義務教育を導入したのは、教育勅語をつくった明治期に入ってからですから、正に産業効果を目指した中で、江戸期と違った形で日本国民を鍛えなければならないと西洋を見て真剣に思った方々が、一生懸命行っただと思います。その当時は、多くの方が、人間性を教養するための勉強と、技術を習得するための勉強という2種類の分類まではできていなくて、渾然一体として行っていたので、例えば、集団で農業を行うと、人の生き方、道徳的なことと、仕事のノウハウを集団として学んでいくので、その労働に参加することで教育を受けながら生活し、いつの間にかきちんと大人になっていく、そういう集団から離れると流浪

人になって生きていくこともあり得たと思います。

その当時、これからは和魂洋才で、魂はそれまでの魂と同じなのだけれど、いろいろな科学技術を勉強させるために、学校制度を導入するのだと。それと似たようなことで江戸期では和魂中才と言って、日本の魂で中国の技術を入れるのだと言っていました。魂だけ自分たちで伝えと。それができたのは、親がこどもを育てるということ、要するに、個人の中で育てることに限っては、何の対価も求めることはなく、無償の愛を持って、こどもを育てるという行為が魂で、技術を習得するには勉強する必要があるのだ、そのために先生方から有償で知識を得ると。その部分はお金を払って知識を与えるから頑張れということで義務教育が導入された、このように見ると整合性がとれると思います。

今起こっている問題は、家族が親子3代くらいでやっていた頃は、おじいさんやおばあさん、親御さんが無償でこどもを見守っていたので、こどもに対して常に複数の目で育てる環境があつて、そこで学校に行つて知識を得るということですから、学校に行くことに関する抵抗感を持たなくて、ストレスも溜まらなかったのではないかと。ところが核家族になってそういうことを無償でしてくれる人が少なくなって、親も仕事で忙しく、こどもの面倒を見る時間が無くなってしまふと。お世話する人がいない中で学校に行くと、学校の先生方だつて無償の愛ではなく、有償で仕事として行っていますので、限界があるわけです。そうした方と、親とを比べれば、敏感なこどもはやはり違うと感ずるのではないかと思います。つまり、今の教育システムそのものに不登校という問題があり、社会情勢が変わつた中でこれを何とかしなければならない。そして、今の状況の中で、義務教育を経た高等教育は、義務教育が終つたのだから、自分で好きな勉強をしてよい条件設定になっていますから、広島みらい創生高等学校も問題なく作れて、一定程度育つた方に自分の好きなことをやってよいと。先生方も義務教育でないのだから、彼らに付き添ふことを本務として行えるとなつています。ところが、義務教育を担う先生方は指導要綱があつて、それを行うための勉強をして、こどもたちをきちんとしつけないといけないう勉強をして先生になつていて、そこで寄り添えと言われても障害があるわけです。本人が悪いわけではなく、先生をそう教育しているわけですから。無償の愛で寄り添えと言つたとしても駄目で、多少給料を上げたとしても、気持ちを和ませることはあつても、できるとは思わないです。

そこで、とても乱暴な意見ですけれど、例えば、広島という一定の区域の中で、いわゆる学校教育の義務教育システムを解除するのですね、高校みたいに。つまり、広島市立の小学校に行かなくても、市のオーダーに応じた勉強を行う施設を市が認知して、そこに通えば小学校に通つたときと同じ扱いをするエリアをつくつて、これは文部科学省に承諾してもらわないといけませんが。それぐらいして、そこでの先生方は、学校教員のような形ではなく、自由参加でもよいし、協同労働のような形でもよいのですけれど、こどもの需要に応じた知識を与えることがミッションなのだと、広島みらい創生高等学校の先生と同じような動機付けをして、それに対する対価を与えるような、フリースクールのようなものをもつと市が認知して、そうした方々が働ける場所をいくつか用意して、その結果、不登校がどこまで無くなるかを行つてみるとよいのではないかと思っています。これはとても乱暴ではありますが、これぐらいの覚悟をしながらいろいろなシステムを駆使して、こどもたちの面倒を見てみたいという動機を持って働ける先生方がもう少し増えるような仕掛けを用意できないかと思っています。そうしないと、いつまでもいちごっこではないかと思っています。

いじめも、いじめを定義して、カウントし出したら増えました。むしろ、いじめにしないと対処ができなかったということもあります。そうした悪循環が起こっているのではないかなという気持ちですが、いかがでしょうか。

そうした意味で、義務教育をもう一度よく考え、生涯を通じて人間性、社会性を身に付ける部分と、世の中の産業や文化の発展に応じて、知識や知恵というものを得るという両面を、どの順番で取得していくかは、こども、あるいは保護者、無償でそのこどもを大事にしようとする人間が決めてよいのだと、とにかくうまく生きてくれば、どちらでないといけなと言わないのだと、それを選択できるようなコースを用意してあげると。なかなか難しいと思うのですが。それぐらいやらないと多分解決できないと思います。

それに近づくようなシステムを、今の義務教育の中でどの程度開放していくかということではないかと思います。9年間の義務教育の期間を延ばすのではなく、逆に6年ぐらいに縮めて、中学校から少し選択できるように、先ほど言われた中高一貫校のような形で、高校的な授業方法を取り込んで、そこでは広島みらい創生高等学校のような取扱いをしてよいということをやると、どうでしょうか、違うかなとも思いますが。そうした意味で、パラダイムシフトができないかと思っています。ただ、すぐにできるとは思っていませんし、今の問題を解決できないかと悩むことも重要ですけど、あるべき姿を想定しながら、それに近づくための処方箋ということで、現行の政策を手直しすると、もう少し実態が改善するかもしれないと考えました。

私は、いろいろな場面で広島型の政策というのを打ち出しているのですが、教育についても、もしそれができたらという思いで今日議論させていただきました。いずれにしても、大変勉強になりましたので、何らかの成果を出せるようにしたいと思います。

最後になりましたが、井内委員におかれましては、10月3日をもって、教育委員の任期満了ということです。これまで3期12年に渡って、本市の教育行政に多大なる御尽力をいただきました。ありがとうございます。

この会議は、総合という名を冠して、小さな話ではなく、大きな話をさせていただこうということで、開催させていただいて、平成27年に設置しまして、二度の教育大綱策定にも関わっていただきました。

総合教育会議の運用について、全国的にもこのように行っている自治体はあまりないと思っています。個々の細かな手続ではなく、根源的な話を皆様としながら、大きな方向付けをするという考えで開催させていただいています。昨年度は、こどもたちに平和文化をどう根付かせるかといったテーマで開催させていただきました。これからも根源的なテーマで、かつその時々の問題意識を踏まえながら、いかに教育の中に反映するかということが続けていきたいと思っていますし、それに深く貢献していただいたのが、井内先生だと思います。本当にありがとうございました。

これからも御健勝であられることを、また一層の御活躍を祈念しています。

<井内委員>

大変お世話になりました。ありがとうございました。

<松井市長>

それでは、進行を事務局に返します。

<政策企画課長>

皆様、御協議いただきましてありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれにて閉会いたします。

ありがとうございました。